

法人会ニュース


 福岡中部法人会
 ホームページはこちらから

●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆ カップリングパーティーのご案内
- ◆ 医療健康セミナー
- ◆ ほうじん 秋号

●本部等の行事

月	日	曜	内容
11	5	(水)	リスクマネジメントセミナー(第3回目) 14:00～17:00 於: A I G福岡ビル 大会議室
11	6	(木)	リスクマネジメントセミナー(第3回目) 14:00～17:00 於: A I G福岡ビル 大会議室
11	6	(木)	租税教室(第6支部) 13:55～14:40 於: 南 当 仁 小 学 校
11	6	(木)	(オンラインセミナー) 年末調整実務セミナー 14:00～15:30
11	11	(火)	五法人会共催講演会 14:00～15:30 於: ソラリア西鉄ホテル福岡
11	13	(木)	税を考える週間協賛行事 15:00～17:00 於: アクロス福岡 円形ホール
11	17	(月)	年末調整説明会 (午前の部) 10:00～12:30 於: 南 市 民 セ ン タ ー
11	17	(月)	// (午後の部) 14:00～16:30 文 化 ホ ー ル
11	27	(木)	年末調整説明会 (午前の部) 10:00～12:30 於: F F G (福銀) ホール
11	27	(木)	// (午後の部) 14:00～16:30

●支部の行事

月	日	曜	内容
11	7	(金)	(第12支部) 秋のゴルフコンペ ～ 於: 大博多カントリー倶楽部
11	17	(月)	(第1・第2支部) 草の根租税講座 ～ 於: 大 名 公 民 館
11	19	(水)	(第7支部) バス研修 ～ 於: 山 口 方 面

●青年部会の行事

月	日	曜	内容
11		()	役員会 未 定 於:
11	21	(金)	全国青年の集い 山梨大会 ～ 於: ア イ メ ッ セ 山 梨
11	28	(金)	カップリングパーティー 19:00～21:30 於: THE LIVELY福岡博多

●女性部会の行事

月	日	曜	内容
11	4	(火)	合同税務研修会 11:00～13:30 於: ホテルモントレ ラ・スール福岡
11	21	(金)	役員会 11:00～12:00 於: 事 務 局 会 議 室

(I) 税務カレンダー

11月10日（休日につき11月11日）

11月17日

11月30日（土曜・休日につき12月1日）

● 源泉所得税の納付

● 所得税の予定納税額の減額申請

● 所得税の予定納税額（第2期分）の納付

● 9月決算法人の確定申告

● 3月決算法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告

● 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付

(II) 知らないと損する税情報

法人税での時価評価

税 理 士 堤 一 博

今回は、「時価評価」の観点から、法人税での取り扱いを説明します。

企業会計基準では、「時価」を下記のように定義しています。

（企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」2019年7月4日 企業会計基準委員会）

「時価」とは、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格をいう。（Ⅲ. 時価の算定 1. 時価の定義）

これはもっぱら、「金融商品に関する会計基準」（改正企業会計基準第10号）における金融商品と「棚卸資産の評価に関する会計基準」（改正企業会計基準第9号）におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産の評価に用いられています。

一方、法人税の計算においては、原則「取得原価主義」であるため、評価損益は計算に含まれません。

例えば、資産の評価益の益金不算入（法人税法第25条）や資産の評価損の損金不算入（法人税法第33条）では、会計上の資産の評価換えを理由とする評価損益の発生は、当該資産の処分時まではその損益は実現していないとの考えに基づき、帳簿価額の増減はなかったものとします。

ただし例外もあります。例えば、火災や自然災害による著しい損傷を受けた場合など、棚卸資産・固定資産・有価証券・繰延資産の評価損が損金の額に算入できるケースもあります（法人税法施行令第68条）。

棚卸資産の評価損

棚卸資産については、①当該資産が災害により著しく損傷したこと、②当該資産が著しく陳腐化したことにより棚卸資産の時価がその帳簿価額を下回ることとなった場合、③その他準ずる事実の発生、例えば破損・型崩れ・品質変化など通常の方法で販売が出来ない場合には、その評価損は損金の額に算入することができます。

固定資産の評価損

固定資産は一般的には減価償却費として每期相当額が損金算入費用化されますが、①当該資産が災害により著しく損傷したこと、②当該資産が一年以上にわたり遊休状態にあること、③当該資産がその本来の用途に使用することができないため、他の用途に使用されたこと、④当該資産の所在する場所の状況が著しく変化したことにより固定資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなった場合には、その評価損は損金の額に算入することができます。

有価証券の評価損

有価証券についても、一定の事由が生じた場合には評価損の算入が認められます。①取引所売買有価証券

等（一定の株式を除く）の価格が著しく低下、（有価証券の期末時価が帳簿価額のおおむね 50% 以上下回ることとなった場合で、近い将来価額の回復の見込みがない場合）、②①以外の有価証券について、その有価証券の発行法人の資産状態が著しく悪化の場合、（会社更生法や民事再生法の整理手続き開始の決定があった場合のほか、発行法人の1株又は1口当たりの純資産価格が、取得時の純資産価額と比べて 50% 以上下回ることとなった場合）、③会社更生法、民事再生法の規定により評価換えが必要となった場合にその評価損は損金の額に算入することができます。

繰延資産の評価損

繰延資産については、その繰延資産となる費用の支出の対象となった「固定資産の評価損」の①から④までに掲げる事実が生じたこと等の場合には、その評価損は損金の額に算入することができます。

以上のような場合には、帳簿価額と期末時点の資産の価額（＝「時価」）との差額を限度として損金算入することができますが、問題は、この「時価をどのように算定するか」ということです。

法人税法では、包括的な「時価」の定義はありませんが、法人税基本通達 9-1-3（時価）が参考となります。

法人税基本通達 9-1-3（時価）

法第 33 条第 2 項《資産の評価換えによる評価損の損金算入》の規定を適用する場合における「評価換えをした日の属する事業年度終了の時における当該資産の価額」は、当該資産が使用収益されるものとしてその時において譲渡される場合に通常付される価額による。

また法人税基本通達 9-1-1（評価損の判定単位）では、(1)土地等、(2)建物、(3)電話加入権、(4)棚卸資産、(5)有価証券（法第 33 条第 2 項の規定による評価額を計上）を評価単位と定めています。その他法人税基本通達 12 の 3-2-1（連結納税開始等に伴う時価評価資産に係る時価の意義）も法人税法上の「時価」の算定方法の参考となります。

ここでは、(1)減価償却資産、(2)土地、(3)有価証券、(4)金銭債権、(5)繰延資産がその算定方法が規定とされています。

さらに、有価証券等の譲渡損益の計算に際しては、特に上場有価証券等以外の株式等の取引価額を算定する場合、実務的には法人が譲渡人の場合には、法人税基本通達 2-3-4（低廉譲渡等の場合の譲渡の時における有償によるその有価証券の譲渡により通常得すべき対価の額）、4-1-5（市場有価証券等以外の株式の価格）、4-1-6（市場有価証券等以外の株式の価額の特例）、法人が譲受人の場合には、9-1-13（市場有価証券等以外の株式の価額）及び 9-1-14（市場有価証券等以外の株式の価額の特例）を根拠として、「財産評価に関する基本通達（以下、財産評価基本通達という）」の 178 から 189-7 までの《取引相場のない株式の評価》の例によって算定した価額に一定の修正を加える方法に算定することとなっています。

ところで、有価証券は「財産評価基本通達」に拠りますが、土地のような不動産については、安易に相続税評価額によることがふさわしくない場合があります。法人税の考え方は、法人税基本通達 12 の 3-2-1 では「当該時価評価資産が使用収益されるものとしてその時において譲渡されるときに通常付される価額」によるものであるが、「(2)土地」では、「当該土地につきその近傍類地の売買実例を基礎として合理的に算定した価額又は当該土地につきその近傍類地の公示価格等（地価公示法第 8 条《不動産鑑定士の土地についての鑑定評価の準則》に規定する公示価格又は国土利用計画法施行令第 9 条第 1 項《基準地の標準価格》に規定する標準価格をいう。）から合理的に算定した価額」とされています。

本来は、取引される時点でのその資産について通常成立するであろう価格で、第三者間において取引される価格を基準としています。これは、法人の立ち位置、つまり、取得する側（減損会計における売却市場での「正味実現可能額」）か、あるいは、譲渡する側（減損会計における購買市場での「再調達原価」）かによっても価格には当然に幅がでます。法人税では、一般的に実際の売買実例や市場の動向や鑑定評価に基づく価額を一

義的に考えます。というのも、相続税評価では、土地・建物は、個人の相続税等の課税の局面での評価に使用されるもので、公示価格のおおむね 8 割程度とされる「路線価」や実際の建築費のおおむね 5 ～ 7 割程度の「固定資産税評価額」は、「実勢の市場価格」よりも低めに設定される傾向にあるからです。利潤を追求すべき法人に係る法人税の計算における「時価」の算定では、できるだけ市場価格に近い「実勢市場価格」での評価が必要です。

法人所有の資産の取引に関しては、法人間での第三者取引であれば、まずは、「実勢市場価格」に近いものと考えられますが、グループ法人間取引や法人個人間の取引で、かつ、その個人が役員・従業員あるいは株主等であれば、受増益・寄附金・役員賞与・給与認定等々の課税リスクが発生する場合があるので、機械的に簿価評価でよしとするのではなく、複数の評価情報の収集・算定基礎資料を集積して比較検討した判断経緯を明示できるようにしておくことが重要です。

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時 間	主 催	行 事	会 場
2025	11	5 (水)	14:00～17:00	本 部	リスクマネジメントセミナー (チラシは9月号に封入済) 3回シリーズ3回目	AIG 福岡ビル 大会議室
		6 (木)	14:00～17:00	〃	〃	AIG 福岡ビル 大会議室
		10 (月)	予約制	本 部 福岡税務署	「キャッシュレス納付説明会」 (チラシは7月号に封入済)	福岡税務署 5階大会議室
		11 (火)	14:00～15:30	本 部	福岡地区五法人会共催講演会 (チラシは10月号に封入済)	ソラリア西鉄ホテル福岡
		13 (木)	15:00～17:00	〃	税を考える週間協賛行事 (チラシは10月号に封入済)	アクロス福岡
		17 (月)	午前の部・午後の部	〃	年末調整等説明会 (チラシは10月号に封入済)	福岡市南市民センター
		27 (木)	〃	〃	〃	F F G ホール
	12	15 (月)	予約制	本 部 福岡税務署	「キャッシュレス納付説明会」 (チラシは7月号に封入済)	福岡税務署 5階大会議室
		18 (木)	15:00～16:30	本 部	医療健康セミナー (チラシは11月号に封入)	福岡ガーデンパレス
2026	1	30 (金)	未定	本 部	新春講演会・会員交流会 (ご案内は12月に封入予定)	ソラリア西鉄ホテル
	2		未定	本 部	新設法人説明会 (チラシは1月号に封入予定)	未定
	3	17 (火)	未定	本 部	決算事務説明会 (チラシは2月号に封入予定)	未定
		18 (水)	15:00～15:50	〃	正副会長会	福岡ガーデンパレス
		18 (水)	16:00～17:00	〃	理事会	〃

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)